



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 26 日 (火)
号外第 22 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|-------|---|
| ◇ 条 例 | 鳥取県企業立地等事業助成条例（8）（産業振興総室）・・・・・・・・・・ 5 |
| | 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例及び鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正 する条例（9）（鳥取力創造課）・・・・・・・・・・ 11 |
| | 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する 条例（10）（税務課）・・・・・・・・・・ 16 |
| | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（11）（人事企画課）・・・・・・ 21 |
| | 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（12）（〃）・・・・・・・・・・ 23 |
| | 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 （13）（〃）・・・・・・・・・・ 28 |

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県企業立地等事業助成条例の全部改正について

1 条例の改正理由

現下の厳しい雇用情勢等に鑑み、平成24年度限りで失効期限を迎える企業立地等事業補助金について、平成25年度以降も交付を継続することとし、併せて補助金の区分の簡素化を図る等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 企業立地事業補助金（補助率：投下固定資産額のうち20億円までの部分10パーセント、20億円を超える部分15パーセント、初年度賃借料の50パーセント）の交付限度額を次のとおり引き上げる。

ア 増加労働者数が30人以上である事業 30億円（現行 投資額及び増加労働者数に応じ10億円から30億円）

イ アの事業以外の事業 5億円（現行 2億円）

(2) 企業立地等事業の認定の要件に、認定を受けようとする企業立地等事業及びそれによって営もうとする事業の計画が適当であることを加える。

(3) 企業立地等事業の認定の手續等を定める。

(4) 大規模な災害によって現に有する工場等の操業が困難になっている者が行う企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額の加算を廃止する。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県特定非営利活動促進法施行条例及び鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動が活発に実施されるようにするため、特定非営利活動として当該活動を加えるとともに、多様化が著しい地域の課題や住民ニーズに対して新しいサービスや質の高いサービスが提供されるようにするため、個々の非営利公益活動の促進に加えて協働による非営利公益活動の推進が有効であることを定める等の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正

特定非営利活動法人の主たる目的とすることができる特定非営利活動として、「鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動」を定める。

(2) 鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正

ア 非営利公益活動団体、県民、市町村及び県は、互いの特性及び資源の違いを踏まえ、対等の立場で連携し、協力する協働の有効性について認識を深めることを基本理念として、非営利公益活動を促進するものとする。

イ 県が非営利公益活動団体等と協働を行おうとするときは、事業目的、役割分担等を十分に協議するよう努める。

ウ 県が非営利公益活動及び非営利公益活動団体を支援するための措置として、非営利公益活動に関する相談に応ずる体制の整備並びに知識及び技能の習得の機会の提供等を行うことを明記する。

エ 非営利公益活動の定義を改正後の特定非営利活動促進法及び同法施行条例と整合させるなど所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

◇特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大のため、企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の適用期間を5年間延長する。
- (2) 中心市街地の活性化に関する法律に基づく不動産取得税の不均一課税の対象期間が終了したことに伴う所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税の適用期限を平成30年3月31日（現行 平成25年3月31日）までとする。
- (2) 中心市街地における不動産取得税の不均一課税に関する規定を削る。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成25年4月1日とする(3)の一部を除き、公布日とする。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 公立学校の教諭、養護教諭等が心身に著しい負担を与える業務に従事するときに支給する教員特殊業務手当について、支給の対象とする業務の見直しを行う。
- (2) 組織の見直しによる生活環境事務所の設置に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 教員特殊業務手当の対象から特別支援学校又は特別支援学級における児童又は生徒に対する直接指導の業務を除外する。
- (2) 種雄牛馬等取扱手当、狂犬病予防等業務手当及び環境衛生検査等業務手当の支給対象に、生活環境事務所に勤務する職員を加える。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成25年4月1日とする。

◇職員の出職手当に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

国家公務員の出職手当の給付水準の見直しが行われたことを踏まえ、職員の出職手当の支給水準を引き下げる。

2 条例の概要

- (1) 出職手当に係る調整率を平成25年度中は100分の98、平成26年度中は100分の92、平成27年度以後は100分の87（現行 100分の104）とする。
- (2) 平成20年度に給料月額の特例改定を受けた職員に対する出職手当の特例を廃止する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県公益的法人等への職員の出遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

業務の円滑な実施に必要な組織体制が確保された公益的法人等への職員の出遣を行わないこととすることに伴い、当該公益的法人等を職員を派遣することができる公益的法人等から削る。

2 条例の概要

- (1) 職員を派遣することができる公益的法人等から公益財団法人鳥取県体育協会を削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成25年4月1日とする。

条 例

鳥取県企業立地等事業助成条例をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第8号

鳥取県企業立地等事業助成条例

鳥取県企業立地等事業助成条例（平成15年鳥取県条例第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、企業立地等事業を行う者に対し助成することにより、県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 企業立地等事業 企業立地事業、情報通信関連雇用事業及びコンテンツ・事務管理関連雇用事業をいう。
- （2） 企業立地事業 次に掲げる事業の用に供する工場、事業所その他の施設又は設備（以下「工場等」という。）を新設し、又は増設する事業であって、次条第1項の規定による知事の認定を受けたものをいう。
 - ア 製造業又は地域経済の活性化に寄与するものとして知事が鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下「要綱」という。）で定める業種に属する事業（当該事業の原料又は材料として使用する農林水産物の生産を併せて行うものを含む。）
 - イ 情報処理・提供サービス業に属する事業
 - ウ ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種に属する事業
 - エ 自然科学研究所に属する事業
 - オ 職員教育施設・支援業（技術者の研修を主たる目的とするものに限る。）に属する事業
 - カ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツの制作等を行う事業のうち、知事が要綱で定めるもの
- （3） 情報通信関連雇用事業 前号イからエまでに掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業であって、次条第2項の規定による知事の認定を受けたものをいう。
- （4） コンテンツ・事務管理関連雇用事業 次に掲げる事業の用に供する事業所若しくは設備を新設し、若しくは増設し、又は当該事業のために電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を新たに受け、若しくは拡大する事業であって、次条第3項の規定による知事の認定を受けたものをいう。
 - ア 第2号カに掲げる事業
 - イ 知事が要綱で定める事務に係る業務を行う事業
- （5） 投下固定資産額 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産をいう。以下同じ。）の取得に要する費用（これに準ずる費用として知事が要綱で定めるもの及び法人にあっては、当該法人の総株主の議決権の過半数を有する法人その他知事が要綱で定めるこれに類する法人（以下「関連会社」という。）が支出するものを含む。）の合計額（県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては当該交付の対象となる費用のうち

知事が要綱で定める額を、県内の既存の工場等の廃止に伴うものにあつては廃止される工場等の用に供する土地、家屋及び償却資産の価額として知事が要綱で定めるところにより算出した額を除く。)をいう。

- (6) 賃借料 工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産の賃借(契約期間が5年以上であるものに限る。)に要する費用(関連会社が支出するものを含む。)の5年間分の合計額(県から他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあつては、当該交付の対象となる費用のうち知事が要綱で定める額を除く。)をいう。
- (7) 投資額 投下固定資産額及び賃借料の合計額をいう。
- (8) 常時雇用労働者 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者(1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者に限る。)のうち、県内に住所を有するものをいう。
- (9) 短時間労働者 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に規定する短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者に限る。)のうち、雇用期間が4月以上で、県内に住所を有するものをいう。
- (10) 専用通信回線 電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者が設定する電気通信回線であつて、当該電気通信事業者との同条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約において専ら当該提供を受ける者の用に供するとされたもの(これに準ずると知事が認めるものを含む。)をいう。
- (11) 投下環境有益固定資産額 投下固定資産額のうち、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有する設備に係る家屋及び償却資産の取得に要するものをいう。
- (12) 初年度賃借料 賃借料(情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。)のうち、企業立地事業の完了の日から1年間分の額をいう。

(企業立地等事業の認定)

第3条 知事は、前条第2号アからカまでに掲げる事業の用に供する工場等を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、企業立地事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者(法人にあつては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。以下同じ。)が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

- (1) 県内(知事が要綱で定める地域に限る。)において行われること。
- (2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。
- (3) 環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであること。
- (4) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号アからカまでに掲げる事業の計画が適切であること。

2 知事は、前条第2号イからエまでに掲げる事業(専用通信回線を利用して行うものに限る。)の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、情報通信関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

- (1) 県内において行われること。
- (2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。
- (3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号イからエまでに掲げる事業の計画が適切であること。

3 知事は、前条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の用に供する事業所若しくは設備を新設し、若しくは増設し、又は当該事業のために電気通信役務の提供を新たに受け、若しくは拡大する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、コンテンツ・事務管理関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、この限りでない。

- (1) 県内において行われること。

- (2) 別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ認定要件欄に定める要件を満たすこと。
- (3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の計画が適当であること。

- 4 前2項の規定による知事の認定は、情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業ごとに、同一の者について1回に限るものとする。ただし、雇用の増加を図るために特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 5 第1項から第3項までの規定による知事の認定を受けようとする者は、知事が要綱で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 6 知事は、企業立地等事業が第1項から第3項までに規定する要件を満たさなくなり、又はこれらの規定による知事の認定を受けた者（法人にあつては、関連会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を含む。）が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(補助金の交付)

第4条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で、企業立地事業を実施する者に対しては企業立地事業補助金を、情報通信関連雇用事業を実施する者に対しては情報通信関連雇用事業補助金を、コンテンツ・事務管理関連雇用事業を実施する者に対してはコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金を交付する。

(補助金の額)

第5条 企業立地事業補助金の額は、別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれ補助金の額欄に定める額以下とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表第2の左欄に掲げる企業立地事業に対する企業立地事業補助金の額は、同項に定める額に、それぞれ同表の右欄に定める額（同表の左欄に掲げる企業立地事業の2以上に該当する場合にあつては、それぞれの右欄に定める額を合計した額とし、合計した額が20億円を超えるときは20億円とする。）を加算した額（初年度賃借料に係る企業立地事業補助金の額は、初年度賃借料の額を限度とする。）以下とする。
- 3 前2項の規定により算出した企業立地事業補助金の額が10億円を超える場合における当該企業立地事業補助金の交付については、1年間につき10億円を限度とし、分割して行うものとする。
- 4 情報通信関連雇用事業補助金の額は、情報通信関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの1年（第3条第2項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。
- 5 コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額は、コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から5年を経過する日までの1年（第3条第3項第2号に掲げる要件を満たさない期間のある1年を除く。）ごとに、別表第1の補助金の額欄に定める額以下とする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報通信関連雇用事業又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業に対する情報通信関連雇用事業補助金又はコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の額は、前2項の規定に定める額に知事が別に定める額を加算した額以下とする。

- (1) 著しい雇用の増加を伴う事業であつて、知事が特に認めるもの
- (2) 著しく規模の大きい事業であつて、知事が特に認めるもの

(事業実施者の責務)

第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者（次項において「事業実施者」という。）は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならない。

| | | |
|---------------|------------------------------------|-----------------------|
| 企業立地事業補助金 | 企業立地事業補助金に係る第2条第2号アからカまでに掲げる事業 | 企業立地事業の完了の日から7年間 |
| 情報通信関連雇用事業補助金 | 情報通信関連雇用事業補助金に係る第2条第2号イからエまでに掲げる事業 | 情報通信関連雇用事業の開始の日から10年間 |
| コンテンツ・事務管理関連雇 | コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金に係 | コンテンツ・事務管理関連雇 |

| | | |
|--------|----------------------|----------------|
| 用事業補助金 | る第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業 | 用事業の開始の日から10年間 |
|--------|----------------------|----------------|

2 事業実施者は、前項の表の中欄に掲げる事業を営む期間内（同表の右欄に定める期間内に限る。）は、知事が要綱で定めるところにより、毎年、当該事業に係る雇用状況その他知事が要綱で定める事項を報告しなければならない。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が要綱で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県企業立地等事業助成条例（以下「旧条例」という。）第2条第1項第2号の知事の認定を受けた企業立地事業、同項第3号の知事の認定を受けた情報通信関連雇用事業及び同項第4号の知事の認定を受けたコンテンツ・事務管理関連雇用事業に係る旧条例第3条第1項の表の左欄に掲げる補助金については、なお従前の例による。

（検討）

3 知事は、経済情勢、雇用情勢その他の社会情勢の変化に応じてこの条例の規定及び実施状況について検討を加え、その結果に基づき必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

別表第1（第3条、第5条関係）

| 事業の区分 | 認定要件 | 補助金の額 |
|---------------|--|--|
| 企業立地事業 | (1) 投資額が1億円（県内中小企業にあっては、3,000万円）を上回ること。 (2) 常時雇用労働者が10人（県内中小企業にあっては、3人）以上増加すること。 | (1) 常時雇用労働者が30人以上増加する場合にあっては、次に掲げる額の合計額（30億円を限度とする。） ア 投下固定資産額（別表第2の1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。（2）において同じ。）を次に掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額 (ア) 20億円以下の金額 100分の10 (イ) 20億円を超える金額 100分の15 イ 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額 (2) (1)以外の場合にあっては、次に掲げる額の合計額（5億円を限度とする。） ア 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額 イ 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額 |
| 第2条第2号イに掲げる事業 | (1) 投資額が3,000万円を上回ること。 (2) 常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。 | 次に掲げる額の合計額（2億円を限度とする。） (1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額 (2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額 |
| 第2条第2号ウに掲げる事業 | (1) 投資額が3,000万円を上回ること。 (2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人（県内中小企業にあっては、3人）以上増加すること。 | 次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。） (1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額 (2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額 |

| | | | |
|--|------------------|--|--|
| | | と。 | |
| | 第2条第2号エ及びオに掲げる事業 | (1) 投資額が3,000万円を上回ること。 (2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人(県内中小企業にあっては、3人)以上増加すること。 | 次に掲げる額の合計額(10億円を限度とする。) (1) 投下固定資産額に100分の30を乗じて得た額 (2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額 |
| | 第2条第2号カに掲げる事業 | (1) 投資額が3,000万円を上回ること。 (2) 常時雇用労働者が5人(県内中小企業にあっては、3人)以上増加すること。 | 次に掲げる額の合計額(10億円を限度とする。) (1) 投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額 (2) 初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額 |
| 情報 通 信 関 連 雇 用 事 業 | 第2条第2号イに掲げる事業 | 常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。 | 次に掲げる額の合計額 (1) 事業所(新たに第2条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供され、又は増加した部分に限る。)の賃借に要する費用の額に100分の50を乗じて得た額(1,200万円を限度とする。) |
| | 第2条第2号ウ及びエに掲げる事業 | 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人以上増加すること。 | (2) 専用通信回線(新たに第2条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供され、又は増加した部分に限る。)の使用料及び通信料の額に100分の50を乗じて得た額(2,000万円を限度とする。) |
| コ ン テ ン ツ ・ 事 務 管 理 関 連 雇 用 事 業 | 第2条第2号カに掲げる事業 | 常時雇用労働者が3人以上増加し、かつ、常時雇用労働者のうちに県内転入者以外の者が1人以上いること。 | 次に掲げる額の合計額 (1) 事業の実施前より増加した常時雇用労働者(第2条第4号イに掲げる事業にあっては、県内転入者は2人までとする。)のうち引き続き6月以上同時に雇用したものの最大数(前年までのコンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の交付対象となった数を控除し、その数を順次合計した数の上限を100とする。)に50万円を乗じて得た額 |
| | 第2条第4号イに掲げる事業 | 常時雇用労働者(県内転入者は、2人までとする。)が5人以上増加すること。 | (2) 事業所又は設備(新たに第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の用に供され、又は増加したものに限り。)の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用(情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。)の額に100分の50を乗じて得た額(1,000万円を限度とする。) (3) 電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約(新たに締結され、又は変更されたものに限り。)に基づき支払う費用(情報通信関連雇用事業補助金の交付を受け、又は受けようとする者にあつては、当該情報通信関連雇用事業補助金の対象となるものを除く。) |

| | | |
|--|--|---------------------------------|
| | | の額に100分の50を乗じて得た額（500万円を限度とする。） |
|--|--|---------------------------------|

備考1 「県内中小企業」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに雇用保険法第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数が300人以下の会社及び個人であって、工場等を県内に設置しているものをいう。

2 「デザイナー」とは、デザインの考案及び図上における設計又は表現を行うことを職務とする者をいう。

3 「県内転入者」とは、第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の実施に伴い業務に従事する日までに県外から住所を移転した者をいう。

別表第2（第5条関係）

| | |
|---|---|
| 1 第2条第2号アに掲げる事業であって、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得を伴うものに限る。） | 投下環境有益固定資産額に3分の1を乗じて得た額（2億円を限度とする。） |
| 2 次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの （1） 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの（戦略的に推進するものに限る。）に関する事業 （2） 先進的な技術を活用する事業 （3） 県内の資源を活用する事業 （4） 著しい雇用の増加を伴う事業 | 次に掲げる額の合計額（10億円を限度とする。） （1） 投下固定資産額（1の項に該当する場合にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。以下この表において同じ。）に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額 ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業 100分の10 イ 特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認める事業 100分の10 ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業 100分の5 （2） 初年度賃借料に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額 ア （1）のア及びイに掲げる事業 100分の50 イ （1）のア及びイに掲げる事業以外の事業 100分の25 |
| 3 二酸化炭素の排出量の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造に関する事業であって、知事が要綱で定めるもの | 投下固定資産額（知事が要綱で定めるものに限る。）に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料（知事が要綱で定めるものに限る。）に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。） |
| 4 大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの | 投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額（10億円を限度とする。） |

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例及び鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第 9 号

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例及び鳥取県非営利公益活動促進条例の一部を改正する条例

(鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|----------------------------|
| <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 略</p> <p><u>(特定非営利活動に含まれる活動)</u></p> <p>第 1 条の 2 <u>法別表第20号の条例で定める活動は、鳥取県の地域ならでの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動とする。</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 略</p> |

(鳥取県非営利公益活動促進条例の一部改正)

第 2 条 鳥取県非営利公益活動促進条例（平成13年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>名実ともに地方分権が進み、各地方においては、それぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観やニーズの多様化が著しく、また、少子高齢化、過疎化などの課題が深刻化している今日、市町村や都道府県<u>だけで地域づくりを進めることには限界がある</u>ことは明らかである。我が県は、人と人、人と地域との結びつきが強く、ボランティア活動など各種の社会活動への参加意欲も高いなど、住民が主体となった地域づくりに取り組んできた実績がある。今後、住民のニーズや地域の課題に対応し、個性豊かで活力に満ちた地域づくりを行うためには、地域の特性や実情に応じて、<u>住民が主体的に自分たちの地域のことを考え、自ら実践していく取組に加え、住民、市町村及び県が連携、協力し合う協働を進めていく必要がある。地域づくりにおいて積極的に県民が参画することにより、県民が幸福に暮らすこと</u></p> | <p>名実ともに地方分権が進み、各地方においては、それぞれ地域の個性に対応した地域づくりが競い合われている。しかし、住民の価値観の多様化が著しい今日、<u>地域づくりを市町村や都道府県にのみ任せていては、理想の社会を実現できないことは明らかである。</u>個性豊かで活力に満ちた地域づくりのためには、<u>住民自治の観点に立ち、地域の「自立」に向けて、地域の特性や実情に応じて、住民自らが自分たちの地域のことを決定し、自ら実践していく取組を進めることが必要になっている。</u>このような時代背景に対応するためには、<u>住民、市町村及び都道府県が連携、協力し、互いの役割を自覚し合うパートナーシップの関係を確立していく必要がある。</u></p> <p>我が県では、市町村合併により新たな市町村の枠組みがつかられ、<u>今後は住民に一番身近なところで地域の実情や住民ニーズに沿った公共サービスの提供や、</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>できる地域社会を実現するためには、非営利公益活動をより活発にし、非営利公益活動が県民からの信頼に応えられるようにならなければならない。このためには、非営利公益活動団体の協働の推進と支援の充実が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。</p> | <p>住民が自らの視点で課題を解決したり、地域づくりが行えるよう、分権の思想・考え方を行政から住民へと広げていくことも求められているところである。今後さらに、個性豊かで活力に満ちた鳥取県土の形成のために、県民による非営利公益活動を活発にしていかなければならない。特に、県民による非営利公益活動の中核を担うことが期待される非営利公益活動団体の支援が必要であるとの認識に立ち、この条例を制定する。</p> |
| <p>(目的) 第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、<u>非営利公益活動団体</u>、県民及び県の責務を明らかにするとともに、<u>非営利公益活動団体及び県民</u>による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって<u>県民の参画に基づく個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。</u></p> | <p>(目的) 第1条 この条例は、ボランティア活動をはじめとする非営利公益活動の促進に関し、基本理念を定め、<u>県民及び県の責務を明らかにするとともに、県民</u>による非営利公益活動の促進に関する施策の基本となる事項を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。</p> |
| <p>(定義) 第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。 (1)～(3) 略 (4) <u>観光の振興を図る活動</u> (5) <u>農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</u> (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) <u>鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動</u> (20) 略</p> | <p>(定義) 第2条 この条例において「非営利公益活動」とは、次に掲げる活動であって、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。 (1)～(3) 略 (4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略</p> |

2 略
3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県内に居住し、又は滞在する個人
- (2) 県内で事業又は活動を行う個人及び非営利公益活動団体以外の団体

4 この条例において「協働」とは、非営利公益活動団体、県民、市町村及び県が非営利公益活動を実施するために、互いの特性及び資源の違いを踏まえ、対等の立場で連携し、協力することをいう。

(基本理念)

第3条 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、相互の役割を尊重し、互いの理解と信頼を深めるように努めなければならない。

2 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、非営利公益活動団体及び県民の自主性及び自律性を最大限尊重するとともに、多様な価値観に基づく非営利公益活動団体及び県民相互の利害の調整に努めなければならない。

3 非営利公益活動団体、県民及び県は、非営利公益活動の健全な発展のため、それぞれの特性及び資源を活かした協働を行うことの有効性について認識を深めるよう努めなければならない。

(非営利公益活動団体の責務)

第4条 非営利公益活動団体は、自己の役割と責任を自覚し、自らの情報を積極的に公開することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるとともに、非営利公益活動への県民の参加及び協力が得られるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 略

(県の責務)

第6条 略

2 略

2 略
3 この条例において「県民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 県内で非営利公益活動を行う個人及び非営利公益活動団体
- (2) 県内に居住し、又は滞在する個人
- (3) 県内で事業又は活動を行う個人及び団体

(基本理念)

第3条 県民、市町村及び県は、県民による非営利公益活動の健全な発展のため、相互の役割を尊重し、互いの理解と信頼を深めるように努めなければならない。

2 県民、市町村及び県は、県民による非営利公益活動の健全な発展のため、県民の自主性及び自律性を最大限尊重するとともに、多様な価値観に基づく県民相互の利害の調整に努めなければならない。

(県民の責務)

第4条 略

2 非営利公益活動団体は、自らの情報を積極的に公開することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

(県の責務)

第5条 略

2 略

3 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体に関する情報を収集し、非営利公益活動団体及び県民が学習する機会を提供することにより、非営利公益活動に対する非営利公益活動団体及び県民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利公益活動と競合するおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、当該非営利公益活動の妨げとならないように配慮しなければならない。

(協働による業務の実施等)

第7条 県は、施策の策定及び実施に当たり非営利公益活動団体又は県民との協働が有効であると認めるときは、当該非営利公益活動団体又は県民と事業目的、役割分担等を十分に協議して業務を実施するよう努めなければならない。

2 県は、非営利公益活動団体又は県民との協働について職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(非営利公益活動等に対する支援)

第8条 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体を支援するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 非営利公益活動に関する情報の提供
- (2) 非営利公益活動に関する相談に応ずる体制の整備
- (3) 非営利公益活動を支える人材の養成
- (4) 非営利公益活動に必要な知識及び技能の習得の機会の提供
- (5) 非営利公益活動団体相互の交流及び連携並びに非営利公益活動団体と県民との交流及び連携を図ることのできる機会の提供
- (6) 非営利公益活動を総合的に促進するための拠点の整備
- (7) 前各号に掲げるもののほか、非営利公益活動を促進するために必要な措置

(意見又は提案の聴取)

第9条 県は、非営利公益活動団体又は県民が行う非営利公益活動を促進する施策の策定及び実施に当た

3 県は、非営利公益活動及び非営利公益活動団体に関する情報を収集し、県民が学習する機会を提供することにより、非営利公益活動に対する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 県は、県民が行う非営利公益活動と競合するおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、県民が当該非営利公益活動を行うことを妨げないように配慮しなければならない。

(業務の協働実施等)

第6条 県は、施策の策定及び実施に当たり非営利公益活動団体の知識経験を活用することができると認めるときは、当該非営利公益活動団体と協働して業務を実施し、又は当該非営利公益活動団体に業務を委託するよう努めなければならない。

2 県は、非営利公益活動団体との協働について職員の意識を高めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第7条 県は、非営利公益活動団体を支援するため、情報の提供、人材の養成、活動拠点の整備その他の措置を講ずるものとする。

2 県は、非営利公益活動団体相互の交流及び連携を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(意見又は提案の聴取)

第8条 県は、県民が行う非営利公益活動と関連する施策の策定及び実施に当たっては、あらかじめ、県

| | |
|--|---|
| <p>っては、あらかじめ、<u>非営利公益活動団体又は県民</u>の意見又は提案を聴くよう努めなければならない。</p> <p>2 <u>非営利公益活動団体又は県民は、前項の規定による場合のほか、非営利公益活動に関する県の施策に対する意見又は提案（非営利公益活動団体と協働して業務を実施することを求める提案を含む。）</u>を知事に提出することができる。</p> <p>3 略</p> <p>（就業環境の整備）</p> <p><u>第10条 略</u></p> <p>（規則への委任）</p> <p><u>第11条 略</u></p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p><u>（検討）</u></p> <p>2 <u>知事は、平成29年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。</u></p> | <p>民の意見又は提案を聴くよう努めなければならない。</p> <p>2 県民は、前項の規定による場合のほか、県の施策に対する意見又は提案（非営利公益活動団体と協働して業務を実施し、又は非営利公益活動団体に業務を委託することを求める提案を含む。）を知事（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第2項に規定する未来づくり推進局長。以下同じ。）</u>）に提出することができる。</p> <p>3 略</p> <p>（就業環境の整備）</p> <p><u>第9条 略</u></p> <p>（規則への委任）</p> <p><u>第10条 略</u></p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p><u>（この条例の失効）</u></p> <p>2 <u>この条例は、平成25年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。</u></p> |
|--|---|

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第10号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（平成12年鳥取県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第 6 条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地法」という。）</u>、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「企業立地促進法」という。）に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法（昭和25年法律第226号）第 6 条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(中心市街地における不動産取得税の不均一課税)</u></p> <p>第 4 条 <u>中心市街地法第 9 条第11項に規定する認定基本計画の公表の日（その日が中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成11年自治省令第 9 号。以下「中心市街地法省令」という。）第 3 条に規定する期間内であるものに限る。以下この条において「公表日」という。）から起算して 3 年以内に、中心市街地法省令第 2 条第 1 項に規定する商業基盤施設（以下「商業基盤施設」という。）を設置した者については、当該商業基盤施設の用に供する家屋（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所、宿舍又は宿泊施設、遊技施設、飲食店、喫茶店若しくは物品販売施設のうちその利用について対価若しくは負担として支払うべき金額の定めのある施設に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家</u></p> |

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第4条 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成25年鳥取県条例第8号)第2条第2号に規定する企業立地事業を行う者(平成30年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第4条に規定する企業立地事業補助金(以下「企業立地事業補助金」という。)の交付の決定を受けた者に限る。)に対しては、当該家屋又はその敷地である土地の取得(前2条の規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。)第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第5条 第2条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限(以下「延長申告期限」という。)までに、法人にあっては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間(以下「法人事業税申告納付期間」という。)の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

(1)～(5) 略
2～4 略

屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。)第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税)

第5条 鳥取県企業立地等事業助成条例(平成15年鳥取県条例第4号)第2条第1項第2号に規定する企業立地事業を行う者(平成25年3月31日までに当該企業立地事業の用に供する家屋又はその敷地である土地を取得し、同条例第3条第1項の表の1の項に掲げる企業立地事業補助金(以下「企業立地事業補助金」という。)の交付の決定を受けた者に限る。)に対しては、当該家屋又はその敷地である土地の取得(第2条から前条までの規定の適用を受ける取得を除き、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条の規定にかかわらず、100分の0.4とする。

(課税免除の届出等)

第6条 第2条第1項の規定により県税の課税を受けないこととなる者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、個人にあっては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は県税条例第7条第1項若しくは第2項の規定により延長された事業税の申告期限(以下「延長申告期限」という。)までに、法人にあっては特別償却設備又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る県税条例第60条の表第1号から第4号までに規定する期間(以下「法人事業税申告納付期間」という。)の末日又は延長申告期限までに、知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限が委任されている場合)にあっては、当該委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。)に提出しなければならない。

(1)～(5) 略
2～4 略

| | |
|---|--|
| <p>(不均一課税の適用の申請)</p> <p><u>第6条</u> 第4条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日(法人にあつては、家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日)、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</u></p> <p>(2) <u>第4条に規定する家屋又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日</u></p> <p>(3) <u>その他参考となるべき事項</u></p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。</p> <p>(虚偽の届出者等に対する措置)</p> <p><u>第7条</u> 正当な理由がなく、第5条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若し</p> | <p>(不均一課税の適用の申請)</p> <p><u>第7条</u> 第4条及び第5条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる不均一課税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、不均一課税適用申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第4条の規定による不均一課税 個人にあつては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限、法人にあつては家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限</u></p> <p>(2) <u>第5条の規定による不均一課税 個人にあつては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日、法人にあつては家屋又はその敷地である土地を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日、延長申告期限又は企業立地事業補助金の交付の決定を受けた日の翌日から2月を経過する日のいずれか遅い日</u></p> <p>2 <u>前項の不均一課税適用申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</u></p> <p>(2) <u>第4条及び第5条に規定する家屋又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日</u></p> <p>(3) <u>第4条の規定による不均一課税の場合にあつては、同条に規定する家屋の取得価額</u></p> <p>(4) <u>その他参考となるべき事項</u></p> <p>3 知事は、第1項の規定による申請があつた場合において必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について調査することができる。</p> <p>(虚偽の届出者等に対する措置)</p> <p><u>第8条</u> 正当な理由がなく、第6条第1項若しくは第2項の届出若しくは前条第1項の申請をせず、若し</p> |
|---|--|

くは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第5条第4項若しくは前条第2項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条及び第3条の課税免除又は第4条の不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第8条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項、第3条又は第4条の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条第1項、第3条又は第4条の規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項、第3条又は第4条の規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第9条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項、第3条若しくは第4条の規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2・3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第10条 第2条及び第3条の規定が互いに競合する場

くは虚偽の記載その他不正な行為によりこれらの届出若しくは申請をした者又は正当な理由がなく第6条第4項若しくは前条第3項の調査を拒み、若しくは妨げた者に対しては、第2条及び第3条の課税免除又は第4条及び第5条の不均一課税の規定は、適用しないものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条 知事は、家屋又は土地の取得に対して課する不動産取得税を徴収する場合において、当該家屋又は土地の取得者から当該不動産取得税について第2条第1項又は第3条から第5条までの規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、個人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する年の翌年の10月15日まで、法人にあっては当該家屋又は土地を取得した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日から7月後まで、第2条第1項又は第3条から第5条までの規定の適用がある家屋又は土地に係る不動産取得税のうち第2条第1項若しくは第3条の規定により課税を受けないこととなる額又は第4条若しくは第5条の規定により不均一課税の適用を受けることとなる額以外の額に相当する税額の徴収を猶予する。

2 略

3 知事が、前2項の規定により徴収を猶予した期間の末日の前日までに、第2条第1項又は第3条から第5条までの規定を適用する旨の決定をした場合は、前2項の規定にかかわらず、その決定した日の1月後まで徴収を猶予したものとみなす。

4～7 略

(徴収猶予の取消し)

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の規定により徴収を猶予した場合において、当該徴収の猶予に係る不動産取得税について第2条第1項又は第3条から第5条までの規定の適用がないことが明らかとなったとき、又は徴収の猶予の事由の一部に変更があることが明らかになったときは、当該徴収を猶予した税額の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

2・3 略

(特例措置が競合する場合における規定の適用等)

第11条 第2条から第4条までの規定が互いに競合す

合には、これらの規定のうち第5条又は第6条の規定により届出又は申請をする者が選択するいずれかの規定を適用する。

(届出書等の提出)

第11条 この条例の規定により知事に提出すべき届出書、申請書その他の書類は、課税地を所管する県税事務所長を経由して提出しなければならない。

る場合には、これらの規定のうち第6条又は第7条の規定により届出又は申請をする者が選択する1条の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条を加える改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第11号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(種雄牛馬等取扱手当)</p> <p>第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく鳥獣の捕獲、搬送等の業務に従事したとき。</p> <p>2 略</p> | <p>(種雄牛馬等取扱手当)</p> <p>第11条 種雄牛馬等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総合事務所に勤務する職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく鳥獣の捕獲、搬送等の業務に従事したとき。</p> <p>2 略</p> |
| <p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。）の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(狂犬病予防等業務手当)</p> <p>第16条 狂犬病予防等業務手当は、総合事務所に勤務する職員が狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下この条において「法」という。）の規定に基づく狂犬病の予防注射、犬の検診若しくは捕獲等の業務又は鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号。以下この条において「動物愛護条例」という。）の規定に基づく野犬等の収容等の業務で次に掲げるものに従事したときに支給する。ただし、第2号の業務に係る手当が支給される日については、第1号の業務に係る手当は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 略</p> |
| <p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第22条 環境衛生検査等業務手当は、総合事務所又は生活環境事務所に勤務する職員が鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）第11条第1項の規定に基づく石綿除去作業の立入検査の業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 略</p> | <p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第22条 環境衛生検査等業務手当は、総合事務所に勤務する職員が鳥取県石綿健康被害防止条例（平成17年鳥取県条例第67号）第11条第1項の規定に基づく石綿除去作業の立入検査の業務に従事した場合に支給する。</p> <p>2 略</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日（休日等に当たる日を除く。）に行うもの</p> <p>(5) 入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は正規の勤務時間が3時間45分若しくは4時間である日（休日等に当たる日を除く。）に行うもの</p> <p>(6) 次に掲げる業務のうち勤務時間が割り振られている日（休日等に当たる日を除く。）の午後8時から翌日の午前8時までの間又は週休日若しくは休日等に行われるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> | <p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分又は4時間である日に行うもの</p> <p>(5) 入学者選抜における採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分又は4時間である日に行うもの</p> <p>(6) 次に掲げる業務のうち週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分又は4時間である日及び平日の午後8時から翌日の午前8時までの間に行われるもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(7) 特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導</p> <p>(8) 小学校若しくは中学校の特別支援学級を担任すること又は通級による指導を担当することを本務とする教諭、助教諭又は講師が行う児童又は生徒への直接指導</p> <p>2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前項第7号及び第8号の業務 業務に従事した月1月につき5,500円</p> <p>3 略</p> |
|---|---|

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 附 則 | 附 則 |
| 1～28 略 | 1～28 略 |
| 29 当分の間、 <u>35年以下の期間勤続して退職した者</u> （条例第36号附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の87</u> を乗じて得た額とする。 <u>この場合において、第8条の3第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第29項」とする。</u> | 29 当分の間、 <u>20年以上35年以下の期間勤続して退職した者又は25年未満の期間勤続して附則第6項の規定に該当する退職をした者</u> （条例第36号附則第3項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の104</u> を乗じて得た額とする。 |
| 30 当分の間、 <u>36年以上42年以下の期間勤続して退職した者</u> （条例第36号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、 <u>同条又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額</u> とする。 | 30 当分の間、 <u>36年の期間勤続して退職した者</u> （条例第36号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条の表2の項の規定に該当する退職をしたもの（ <u>傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。</u> ）に対する退職手当の基本額は、 <u>その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額</u> とする。 |
| 31～37 略 | 31～37 略 |
| | 38 <u>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</u> （平成20年鳥取県条例第81号）による給料月額の設定により当該改定前に受けていた給料月額が減額された職員に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条までの規定にかかわらず、当該減額を第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定とみなして、第5条の2若しくは第5条の3又は第7条の2若しくは第7条の3の規定の例により計算した額とする。 |
| | 39 <u>前項の規定の適用については、第5条の2又は第5条の3の適用を受ける職員との権衡を考慮して、知事が別に定める。</u> |

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日等)</p> <p>1・2 略 (経過措置)</p> <p>3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。))第12条第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下であるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。</p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条の表2の項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下であるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、<u>同条又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超えるものに対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> | <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日等)</p> <p>1・2 略 (経過措置)</p> <p>3 適用日に在職する職員(適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。))第12条第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。)として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、企業職員等若しくは教育長として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第4条、第5条若しくは附則第6項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が20年以上35年以下(同項の規定に該当する退職をした者にあつては、25年未満)である者に対する退職手当の基本額は、<u>新条例第3条から第5条の3まで及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の104を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年である者に対する退職手当の基本額は、<u>新条例第3条の表2の項、第5条の2及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> <p>5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、<u>新条例第5条から第5条の3まで及び附則第4項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</u></p> |

| | |
|--------|--------|
| 6～37 略 | 6～37 略 |
|--------|--------|

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 附 則 (施行期日) | 附 則 (施行期日) |
| 1 略 (臨時的任用職員に関する経過措置) | 1 略 (臨時的任用職員に関する経過措置) |
| 2・3 略 (失業者の退職手当に関する経過措置) | 2・3 略 (失業者の退職手当に関する経過措置) |
| 4～11 略 (長期勤続者の退職手当に関する経過措置) | 4～11 略 (長期勤続者の退職手当に関する経過措置) |
| 12 当分の間、 <u>42年</u> を超える期間勤続して退職した者 で新条例第3条の表2の項の規定に該当する退職を したものであるものに対する退職手当の基本額は、同条の規定 にかかわらず、その者が新条例第5条の規定に該当 する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間 を35年として新条例附則第29項の規定の例により計 算して得られる額とする。 (規則への委任) | 12 当分の間、 <u>44年</u> を超える期間勤続して退職した者 で新条例第3条の表2の項の規定に該当する退職を したものであるものに対する退職手当の基本額は、同条の規定 にかかわらず、その者が新条例第5条の規定に該当 する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間 を35年として新条例附則第29項の規定の例により計 算して得られる額とする。 (規則への委任) |
| 13 略 | 13 略 |

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 附 則 (施行期日) | 附 則 (施行期日) |
| 1 略 (経過措置) | 1 略 (経過措置) |
| 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以 後に退職することにより第1条の規定による改正後 の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」と いう。）の規定による退職手当の支給を受けること となる <u>もの</u> をいう。以下同じ。）として退職した場合 において、その者が施行日の前日に現に退職した 理由と同一の理由により退職したものと、かつ、 その者の同日までの勤続期間及び同日における給料 | 2 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以 後に退職することにより第1条の規定による改正後 の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」と いう。）の規定による退職手当の支給を受けること となる <u>者</u> をいう。以下同じ。）として退職した場合 において、その者が施行日の前日に現に退職した理 由と同一の理由により退職したものと、かつ、そ の者の同日までの勤続期間及び同日における給料月 |

| | |
|--|---|
| <p>月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条まで、第7条及び附則第29項から第31項まで、<u>附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号。以下この項及び附則第4項において「条例第36号」という。）附則第3項から第6項まで並びに附則第13項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年鳥取県条例第81号。以下この項において「条例第81号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第29項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の87（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の87）を乗じて得た額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第29項から第31項まで（<u>附則第6項及び第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。</u>）、<u>条例第36号附則第3項から第6項まで並びに条例第81号附則第12項の規定により計算した退職手当の額</u>（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</u></p> <p>3～8 略 （職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>9・10 略 （鳥取県の休日を定める条例の一部改正）</p> <p>11 略</p> | <p>月額を基礎として、同条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条まで、第7条及び附則第29項から第31項まで<u>並びに附則第9項の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県条例第36号。以下この項及び次項において「条例第36号」という。）附則第3項から第6項までの規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条から第8条の3まで及び附則第29項から第31項まで、<u>附則第6項、附則第7項並びに附則第9項の規定による改正後の条例第36号附則第3項から第6項まで</u>（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。</u></p> <p>3～8 略 （職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）</p> <p>9・10 略 （鳥取県の休日を定める条例の一部改正）</p> <p>11 略</p> |
|--|---|

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この項において「新退職手当条例」という。）附則第29項（新退職手当条例附則第31項及び第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例

等の一部を改正する条例附則第12項においてその例による場合を含む。)及び第30項の規定の適用については、新退職手当条例附則第29項中「100分の87」とあるのは、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

- 3 第2条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項(同条例附則第5項においてその例による場合を含む。)及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 第4条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第2項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、施行日から平成26年3月31日までの間においては「104分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。
- 5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年鳥取県条例第81号)による給料月額の変更に伴い給料月額が減額された職員に対する退職手当の基本額は、当該減額を第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定以外の理由による給料月額の減額とみなして同項の規定を適用して計算した退職手当の基本額が当該減額について同項の規定を適用しないで計算した退職手当の基本額(以下「本来基本額」という。)よりも多いときは、平成27年3月31日までの間、その差額に2分の1を乗じて得た額を本来基本額に加えた額とする。この場合において、当該減額について第5条の2第1項の規定を適用した退職手当の基本額の計算について必要な事項は、知事が別に定める。

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第13号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク <u>公益財団法人鳥取県畜産振興協会</u></p> <p>ケ～サ 略</p> <p>シ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> | <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めにに基づき医師である職員（次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク <u>財団法人鳥取県畜産振興協会（昭和41年5月16日に財団法人鳥取県畜産振興協会という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>ケ～サ 略</p> <p>シ <u>公益財団法人鳥取県体育協会</u></p> <p>ス 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p> |

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号クの改正規定は、公布の日から施行する。